口線に沿って南へ進み、市道城本永田線との交点に至る。同所から市道城本永田線に沿って南へ進み、市道城本下城本線との交点に至る。同所から右折し、市道城本下城本線に沿って西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域。」を「2 区域 人吉市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第 935 号

昭和59年10月18日熊本県告示第876号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、 平成16年11月1日から適用する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

菊鹿鳥獣保護区の項中「2 区域 鹿本郡菊鹿町島田の県道日田鹿本線と県道下島田阿 佐古線との交点を起点とし、同県道に沿って北へ進み、町道山ノ井川西線との交点に至る。 同所から右折し、同町道に沿って東へ進み、町道下島田原線との交点に至る。 同所から右折し、同町道に沿って東へ進み、町道下島田原線との交点に至る。 同所から右折し、同町道に沿って東へ進み、町道下島田原線との交点に至る。 折し、町道下島田原線に沿って北へ進み、県道菊池鹿北線との交点に至る。同所から左折し、同県道に沿って、北西に進み、町道原灰坂線との交点に至る。同所から同町道に沿っ て北西へ進み、県道日田鹿本線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って北東へ 進み、熊本県と大分県の境界(宿ヶ峰尾峠)との交点に至る。同所から右折し、同境界に 沿って南へ進み、菊池市、菊鹿町、中津江村の3方界に至る。 同所から右折し、菊池市と菊 鹿町の境界に沿って南へ進み、作業道黒仁田線との交点に至る。同所から右折し、同作業 道に沿って西へ進み、町道黒仁田線との交点に至る。同所から同町道に沿って西へ進み、 町道溝口横尾線との交点に至る。同所から右折し、町道溝口横尾線に沿って西へ進み、町 道五郎丸桑原線との交点に至る。同所から町道五郎丸桑原線に沿って南西へ進み、県道菊 池鹿北線との交点に至る。同所から左折し、同県道に沿って南へ進み、県道熊本菊鹿線と の交点に至る。同所から右折し、県道熊本菊鹿線に沿って南西へ進み、町道下島田阿佐古 線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って南へ進み、町道下永野横枕線との交 点に至る。同所から左折し、町道下永野横枕線に沿って南へ進み、町道山ノ井横枕線との 交点に至る。同所から右折し、町道山ノ井横枕線に沿って南西へ進み、町道竜口本分線と の交点に至る。同所から左折し、町道竜口本分線に沿って南へ進み、県道鹿本松尾線との 交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って西へ進み、木野川との交点に至る。同所か ら右折し、同川に沿って北へ進み、菊鹿町と鹿本町の境界の農道との交点に至る。同所か ら左折し、同農道に沿って北へ進み、町道平田山ノ井線との交点に至る。同所から左折し、 同町道に沿って西へ進み、町道下島田阿佐古線との交点に至る。同所から左折し、町道下 島田阿佐古線に沿って西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 鹿本郡菊鹿町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界 線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供 する。)」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4

熊本県告示第 936 号

平成6年10月28日熊本県告示第828号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成16年11月1日から適用する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

せんだん轟鳥獣保護区の項中「2 区域 八代郡泉村大字柿追の県道 248 号線とヤビツ谷との交点(長尾俣一号橋)を起点とし、同谷に沿って進み、ヨコギ谷との交点に同び点に沿って北西へ進み、作業道笹越3本木線との交点に同び高いの方式がいる。同所から右折し、同作業道に沿って北西へ進み、県道 248 号線との交点に至る。同がら右折し、同作業道に沿って北西へ進み、県道 248 号線とので高所がら東へ進み、内道に沿って北西の岩線との交点に至る。同がら右折し、同場道に沿って北西の岩線との交点に至る。同所から右折し、同場道に沿って地の大き、同県道で沿って地のでは、村道ででは、同場道に沿って北西へ進み、県道 248 号線とので点にで至ら、同時が別にに沿って北西へ進み、県道 248 号線とので点に至る。同所がら右折し、同歩道に沿って北西へ進み、県道 248 号線とので点に至るにで、同時道に沿って北西へ進み、県道 248 号線とので点に至らにが、同時が別に定める。回り、に沿って北西へ進み、県道 248 号線とので点にででは、「2 区域界のでは、同場道に沿って北西へ進み、県道 248 号線とので点にででは、「4 存続期間 平成 6 年 11 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで」に改める。

老岳鳥獣保護区の項中「2 区域 天草郡有明町大字上津浦字丸山の国道 324 号と県道河内上津浦港線との交点を起点とし、同国道道に沿って北東へ進み、主要地方道有明界に合いる。同所の交点に至る。同所の方道に至る。同所の方道に至る。同所の方面で進み、町道に沿って北西へ進み、町道をおられる。同所の方面で進み、町道地の交点に至る。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる。同所がられる区域の図面(熊本県高との交点に至る。同所がられる区域界線に沿って北西へ進み、町道本材・地田線との交点に至る。同所がら、町・地田線に沿って北西へ進み、町道本材・地田の区域。」を「2 区域 天草郡りし、「4 存続期間 平成 6 年 11 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 6 年 11 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日まで」に改める。

熊本県告示第 937 号

平成 13 年 10 月 26 日熊本県告示第 813 号 (休猟区の設定) は廃止する。 平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 938 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 青野休猟区

区域 玉名市、玉名郡天水町、玉東町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,600 ヘクタール

存続期間 平成 16年 11月 1日から平成 19年 10月 31日まで

2 震岳休猟区

区域 山鹿市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,095 ヘクタール

存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日まで

3 田原休猟区

区域 鹿本郡植木町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界域により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,070 ヘクタール

存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日まで

4 湯の浦休猟区

区域 阿蘇郡阿蘇町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 634 ヘクタール

存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日まで

5 上田休猟区